

【人権ポスター・メッセージ展】

～みんなの心にとどけよう 子どもたちのメッセージ～

「誰にとっても暮らしやすいまちや学校に」との想いから、毎年市内の子どもたちが、人権ポスター人と人権メッセージをつくっています。



●市役所〔西庁舎〕

■日時 11月18日(月)～12月2日(月)
午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

●甲西図書館

■日時 12月4日(水)～25日(水)
午前10時～午後6時(月曜・火曜・祝日を除く)

問 学校教育課〔西庁舎〕

☎77-7011 ☎77-4101

石部南まちづくり センターまつり

石部南学区ふれあい祭り

■日時 11月10日(日) 午前9時～午後2時
■内容 作品展示・サークル発表・バザー・販売
コーナー・模擬店

問 石部南まちづくりセンター

☎77-2535

第34回 みくも部落解放文化のつどい

じんけんのまつり2019

～人権・平和・環境・福祉・ 国際交流を共に考えよう～

■日時 11月10日(日) 午前10時～午後3時

■内容 ステージ発表、展示、食べ物・販売コーナーなど

※できるだけ公共交通機関を利用してお越しください。

問 三雲ふれあいセンター

☎72-3166 ☎72-3301

人
権
シ
リ
ー
ズ

なくそう！ハラスメント ～6類型で見る職場のパワーハラスメント～

2019年5月、わが国で初めて、企業にハラスメント防止措置を義務付けることができる女性活躍・ハラスメント規制法案が可決成立しました。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為と定義されています。「職場内の優位性」とは、「職務上の地位」に限らないた

め、上司から部下のみならず同僚間や部下から上司へのいじめや嫌がらせもこれに含まれます。

ハラスメントを受けた人は、仕事のやる気を喪失したり、心身不調や退職に追い込まれることもあります。また、「相談しても無駄」という思いから、誰にも相談できずに悩んでいる人も多くいます。職場で行為をみかけたら、そのまま放置せず、ハラスメントを受けている可能性のある人に声をかけてください。ハラスメントのない職場をつくるため、一人ひとりが、お互いの人格を尊重しあい、適切なコミュニケーションを心掛けるようにしましょう。

パワーハラスメントは①身体的な攻撃(暴行・傷害)②精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損)③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)④過大な要求

（業務上明らかに不要なことや《今月は商工観光労政課が担当しました》）